

おすすめの現実的な賃金改善の具体例

無床診療所で、給付金15万円全額を賃上げに充てる例

① R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月＝2.5万円/月として、2.5万円×4ヵ月＝10万円を一時金で3月中に支給。法定福利費分16.5%を含めて10万円としてよい。一時金は、例えば「臨時賞与」「物価上昇手当」などの名目で一括で支給。

② 4月分、5月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月＝2.5万円/月を、「決まって毎月支払われる手当」の創設又は引き上げにより支給。法定福利費分16.5%を含めて2.5万円/月としてよい。4月、5月分は一括支給は不可。

令和6年度診療報酬改定後に「決まって毎月支払われる手当」として「ベースアップ評価料手当」などを創設して賃上げをされている場合は、当該「ベースアップ評価料手当」などを4月から引き上げることで対応。

賃金規程に、当該手当は診療報酬上のベースアップ評価料及び賃上げ支援に係る公的補助金をもとに支給するものであるため、制度が改廃された場合には見直しを行うことができる旨を規定する等の対応が1つの例として考えられます。

○ 6月分以降は、令和8年度診療報酬改定による新たなベースアップ評価料を財源に上記の「ベースアップ評価料手当」などを原則として維持又は拡大。

ただし厚生労働省のQ&Aの通り、受診患者数等の影響によって、6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合は、本事業の給付金を賃金改善に充てていけば返還は不要です。

12月～5月までの賃上げが給付金による支援の対象

R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は一時金として、一括で支給。  
(ただし、3月末までに支給すること。)  
(例)無床診療所：臨時賞与 計10万円

R8.4月分、5月分は一括支給は不可。  
決まって毎月支払われる手当の創設又は引き上げにより支給。  
(例)無床診療所：4月、5月、計2.5万円/月

令和8年度診療報酬改定によるベースアップ評価料の引上げを財源とするベースアップ評価料手当など



厚生労働省 Q & A (第1版) (令和8年2月)

23 実施要綱には「原則として、(中略)令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。

(答) ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていけば返還は不要です。